



2023年2月14日

各位

会社名 株式会社 オロ
代表者名 代表取締役社長 川田 篤
(コード番号：3983 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役 日野靖久
コーポレート本部長
(TEL. 03-5724-7001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月24日開催予定の第25期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」（以下「改正産競法」といいます。）が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条第2項の変更を行うものであります。

なお、現行定款第12条第2項の変更に係る定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を推進し、各機能を強化するため、執行役員制度を導入します。また、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるため、執行役員制度の導入により取締役会の最適化を図りたいと存じます。これに伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。

①変更案第14条及び第23条は、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長としていたものを代表取締役に変更するものであります。

②変更案第22条第2項は、役付取締役の規定を削除するものであります。

③第31条及び第32条は、執行役員及び役付執行役員に関する規定を追加するものであります。

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2023年3月24日

定款変更の効力発生日（予定） 2023年3月24日

以上

(別紙)

(下線が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び付付取締役) 第22条 (条文省略) 2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第22条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 執行役員</p> <p>(執行役員) <u>第31条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>2. 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員1名、専務執行役員、常務執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(執行役員規程)</p> <p><u>第32条 執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 監査等委員会</p> <p>第33条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 第12条第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、附則第2条は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>